

高知県造林事業実施基準の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県造林事業実施基準</p> <p>[省略]</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 樹下植栽等 優良な育成複層林の造成及び天然更新による森林の育成並びに「<u>面的複層林施業の実施について</u>」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。(以下「<u>面的複層林施業通知</u>」という。))を目的として、地存え、植栽(大苗の植栽を含む。)、不用萌芽又は不用木の除去、不良木の淘汰を行う事業とする。</p> <p>(3)～(6) [省略]</p> <p><u>(7) [削除]</u></p> <p><u>(7)</u> 除伐 [省略]</p> <p><u>(8)</u> 保育間伐 [省略]</p> <p><u>(9)</u> 間伐 [省略]</p> <p><u>(10)</u> 更新伐 育成複層林の造成及び育成(面的複層林施業の対象森林における適正な密度管理を含む。)並びに人工林の広葉樹林化の促進のための適正な更新を目的として不用木の除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰、搬出集積(被害木を含む。)を行う事業とする。</p> <p><u>(11) 一貫作業</u> <u>標準伐期齢以上の林分において、林相転換を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地存え、植栽(大苗の植栽を含む。)の各作業を並行又は連続して行う事業とする。</u></p> <p>2 [省略]</p> <p>3 その他</p> <p>(1) <u>特定機能回復事業</u>(被害森林整備)における森林保全再生整備 ア～ウ [省略]</p>	<p style="text-align: center;">高知県造林事業実施基準</p> <p>[省略]</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 樹下植栽等 優良な育成複層林の造成及び天然更新による森林の育成並びに「<u>長期育成循環施業の実施について</u>」(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。(以下「<u>長期育成循環施業通知</u>」という。))を目的として、地存え、植栽(大苗の植栽を含む。)、不用萌芽又は不用木の除去、不良木の淘汰を行う事業とする。</p> <p>(3)～(6) [省略]</p> <p><u>(7) 枝打ち</u> <u>地下水の基底流量の増大等公益的機能の向上を目的として林木の枝葉の一部を除去する事業とする。</u></p> <p><u>(8)</u> 除伐 [省略]</p> <p><u>(9)</u> 保育間伐 [省略]</p> <p><u>(10)</u> 間伐 [省略]</p> <p><u>(11)</u> 更新伐 育成複層林の造成及び育成(長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。)並びに人工林の広葉樹林化の促進、<u>天然林の質的・構造的な改善</u>のための適正な更新を目的として不用木の除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰、搬出集積を行う事業とする。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>2 [省略]</p> <p>3 その他</p> <p>(1) <u>特定森林再生事業</u>(被害森林整備)における森林保全再生整備 ア～ウ [省略]</p>

(2) 森林空間総合整備事業における森林整備事業

ア 事業費の積算

補助対象とする事業費の算出は実行経費をもって行うものとし、その構成・内容等は森林環境保全整備事業実施要領の運用第16を準用すること。

イ～ウ [省略]

(附則)

[省略]

この実施基準は、令和6年6月13日から施行する。ただし、国の令和5年度事業については、従前の例によるものとする。

(2) 森林空間総合整備事業における森林整備事業

ア 事業費の積算

補助対象とする事業費の算出は実行経費をもって行うものとし、その構成・内容等は森林環境保全整備事業実施要領の運用の4を準用すること。

イ～ウ [省略]

(附則)

[省略]

[新設]

(別紙)

(1) 人工造林・樹下植栽等 実施基準

1 事業内容

- ① 樹下植栽及びコンテナ苗による人工造林の植栽本数は、1ha当たり501本以上であることとする。
- ②～③ [省略]
- ④ 特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
- ⑤～⑦ [省略]

2 事業区分

- ① 地拵え
[省略]

② 植栽本数

下記のとおりとする。ただし、令和6年度第1- 四半期(後期)で補助金の交付申請を行う事業については、従前の植栽本数を適用する。

ア 501本

1ha当たり 501本以上1,000本以下を植栽する施業

イ 1001本

1ha当たり 1,001本以上1,500本以下を植栽する施業

ウ 1501本

1ha当たり 1,501本以上1,750本以下を植栽する施業

エ 1751本

1ha当たり 1,751本以上2,000本以下を植栽する施業

オ 2001本

1ha当たり 2,001本以上2,250本以下を植栽する施業

カ 2251本

1ha当たり 2,251本以上2,500本以下を植栽する施業

キ 2501本

1ha当たり2,501本以上2,750本以下を植栽する施業

ク 2751本

1ha当たり2,751本以上を植栽する施業

3 対象林齢

樹下植栽においては、上層木が3 齢級以上の林分とする。

ただし、面的複層林施業の対象森林にあつては、上層木が10 齢級以上の人工林とする。

(別紙)

(1) 人工造林・樹下植栽等 実施基準

1 事業内容

- ① 樹下植栽及びコンテナ苗による人工造林の植栽本数は、1ha当たり500本以上であることとする。
- ②～③ [省略]
- ④ 特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
- ⑤～⑦ [省略]

2 事業区分

- ① 地拵え
[省略]

② 植栽本数

[新設]

ア 500本

1ha当たり 500本以上1,000本未満を植栽する施業

イ 1000本

1ha当たり 1,000本以上1,500本未満を植栽する施業

ウ 1500本

1ha当たり 1,500本以上2,000本未満を植栽する施業

エ 2000本

1ha当たり 2,000本以上2,500本未満を植栽する施業

オ 2500本

1ha当たり 2,500本以上3,000本未満を植栽する施業

カ 3000本

1ha当たり 3,000本以上を植栽する施業

[新設]

[新設]

3 対象林齢

樹下植栽においては、上層木が11年生以上の林分とする。

ただし、長期育成循環施業の対象森林にあつては、上層木が46年生以上の人工林とする。

(2) [省略]

(3) 下刈実施基準

1 [省略]

2 事業区分

① 下刈（全刈り・1回刈りとする。）

育成単層林施業において、10年生以下の林分で行う施業とし、毎年刈り及び隔年刈りの適用は、原則として次の基準に準じて行うものとする。

種別	林齢				
	1	2	3	4	5
毎年刈り	○	○	○	○	○
隔年刈り（例1）	○	○	○	×	●
隔年刈り（例2）	×	●	×	●	×
隔年刈り（例3）	×	●	○	○	○
隔年刈り（例4）	○	×	●	×	●

注1) ×は未実施、○は毎年、●は隔年を適用

注2) 4回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料の整備を要する

3 [省略]

(4) ~ (5) [省略]

(2) [省略]

(3) 下刈実施基準

1 [省略]

2 事業区分

① 下刈（全刈り・1回刈りとする。）

育成単層林施業において、10年生以下の林分で行う施業とし、毎年刈り及び隔年刈りの適用は、原則として次の基準に準じて行うものとする。

種別	林齢				
	1	2	3	4	5
毎年刈り	○	○	○	○	○
隔年刈り（例1）	○	○	○	×	●
隔年刈り（例2）	×	●	×	●	×
隔年刈り（例3）	×	●	○	○	○
隔年刈り（例4）	○	×	●	×	●

注) ×は未実施、○は毎年、●は隔年を適用

[新設]

3 [省略]

(4) ~ (5) [省略]

(6) 除伐保育間伐・間伐実施基準

1 [省略]

2 [省略]

3 事業の実施方法

- ① 上記2の「おおむね」の範囲は、規定された数値の2割以内とする。
- ② 保育間伐及び間伐は、事業地内をまんべんなく実施するものとするが、林縁、風衝地など風害の恐れがある区域や適正な成立本数を確保する必要がある場合は、所定の伐採率をおおむねの範囲で低減できる。
- ③ 掛かり木は除去するなど適切な処理をしておくこと。また、伐倒作業は労働安全衛生規則を守ること。
- ④ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒しないこと。
- ⑤ 列状間伐における伐採列数は、原則として1列とし、残存列を1列から4列までとする。間伐率は、伐倒列と残存列を合わせたものとする。

⑥ 選木は、伐倒する立木が判別できるようマーキングする選木作業を伐倒とは別途に行うものとし、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。

4 [省略]

(6) 除伐保育間伐・間伐実施基準

1 [省略]

2 [省略]

3 事業の実施方法

- ① 上記2の「おおむね」の範囲は、規定された数値の2割以内とする。
- ② 保育間伐及び間伐は、事業地内をまんべんなく実施するものとするが、林縁、風衝地など風害の恐れがある区域や適正な成立本数を確保する必要がある場合は、所定の伐採率をおおむねの範囲で低減できる。
- ③ 掛かり木は除去するなど適切な処理をしておくこと。また、伐倒作業は労働安全衛生規則を守ること。
- ④ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒しないこと。
- ⑤ 列状間伐における伐採列数は、原則として1列とし、残存列を1列から4列までとする。間伐率は、伐倒列と残存列を合わせたものとする。

[新設]

4 [省略]

(7) 更新伐実施基準

1 事業内容

削除

(1) 削除

(1) 更新伐で行う人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）では、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

ただし、実施区域に、笹類やシダ類などが繁茂（部分的な進入は除く）しておらず、補助事業の完了年度から起算して5年以内に高木となる樹種の進入が見込める箇所において実施すること。

※天然更新基準

[省略]

(2) [省略]

(3) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、面的複層林施業通知に定める方法により伐採を行うものとする。

削除

2～3 [省略]

4 面的複層林施業の実施に当たっての留意事項

① 更新伐実施年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、確実な更新に必要な措置を講じることとし、その方法については、現地の状況等に応じて、天然更新補助作業又は広葉樹や針葉樹の植栽による。

② [省略]

③ 更新伐を実施した森林については、面的複層林を確実に造成するため、更新伐の実施後、伐区における更新の完了が確認された年度の翌年度の初日から起算して10年経過しなければ、隣接区域にお

(7) 更新伐実施基準

1 事業内容

更新伐の内容については以下のとおりとする。

(1) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、当該林分の主林木のおおむね70%以上の伐採を必要とする場合に行うもの（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない）とする。

(2) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

ただし、実施区域に、笹類やシダ類などが繁茂（部分的な進入は除く）しておらず、補助事業の完了年度から起算して5年以内に高木となる樹種の進入が見込める箇所において実施すること。

※天然更新基準

[省略]

(3) [省略]

(4) 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知という。」に定める方法により伐採を行うものとする。

ア 更新伐（誘導伐・個別林分型）

単木での抜き伐りを指向するものとし、伐採率はおおむね40%以下とする。

なお、早期に下層植生の確保が可能な箇所や緩傾斜地等伐採が水土保全機能の発揮に与える影響が少ないと見込まれる場合には、部分的に残存木の間隔が樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

イ 更新伐（誘導伐・モザイク林誘導型）

区域内における伐採面積の合計は、おおむね区域面積の33%以下、かつ、森林所有者ごとにおおむね50%以下とし、1伐区の面積は、おおむね1ha以下とする。

2～3 [省略]

4 長期育成循環施業の実施に当たっての留意事項

① 更新伐実施年度の翌年度から起算して2年以内に植栽を行うこと。

② [省略]

③ 更新伐（モザイク林誘導型）を実施した森林については、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、施業実施年度から起算して5年間は伐区の隣接区域において更新伐は行わないこと。

いて更新伐を行わないこと。

5 更新伐の対象林齢は、18齢級以下又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う施業とする。

5 更新伐の対象林齢は、31年生から90年生までの林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う施業とする。

〔削除〕

(8) 枝打ち実施基準

1 事業内容

原則として林内のすべての林木に対して行うものとし、枝打ち幅がおおむね1.5m以上の施業について補助対象とする。

- ① 地下水の基底流量増大等を目的に行う枝打ちは、地域森林計画に定める水源かん養、生活環境保全、保健文化、山地災害防止に係るいずれかの機能が高い地域として位置づけられている人工林において行うものとする。
- ② 枝打ちは、スギ又はヒノキの林分で、雄花着花量の多い枝葉の除去を主体に実施すること。

2 事業区分

ア 枝打ちA

枝打ちの最上部が地際から4.0m以下で、1ha当たり1,000本～1,500本未満の施業

イ 枝打ちB

枝打ちの最上部が地際から4.0m以下で、1ha当たり1,500本～2,000本未満の施業

ウ 枝打ちC

枝打ちの最上部が地際から4.0m以下で、1ha当たり2,000本以上の施業

3 対象林齢

11年生から30年生であること。

ただし、間伐等（除伐を除く。）と一体的に行うものとする。

4 その他（採択要件等）

① 間伐等と一体的に行うものとは

ア 同一会計年度に「間伐又は保育間伐」と「枝打ち」を補助申請したもの。

イ 「間伐又は保育間伐」とほぼ同時期に着手したものの、補助申請が翌年度となったもの。

1 事業内容

一貫作業は林相転換を目的とし、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」(平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知)に則り、伐倒、搬出集積から植栽までの各作業を並行又は連続して行う。

- ① 地拵えは機械地拵え(グラップル)を適用するものとし、全木集材(皆伐)の直後に行うものとする。
- ② 植栽については、1ha当たり2,000本以下を基本とする。ただし、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。
- ③ 樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」(平成13年6月19日付け13林整備第31号林野庁長官)に定められる花粉の少ない品種及び知事が花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。
- ④ 前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。

2 事業区分

- ① 伐倒、集積搬出
立木の伐採及び施業地外へ搬出集積する施業で、搬出集積は車両系又は架線系を適用する。
- ② 地拵え
機械地拵え(グラップル)を適用する。
- ③ 植栽本数
 - ア 501本
1ha当たり 501本以上1,000本以下を植栽する施業
 - イ 1001本
1ha当たり1,001本以上1,500本以下を植栽する施業
 - ウ 1501本
1ha当たり1,501本以上1,750本以下を植栽する施業
 - エ 1751本
1ha当たり1,751本以上2,000本以下を植栽する施業
 - オ 2001本
1ha当たり2,001本以上2,250本以下を植栽する施業
 - カ 2251本
1ha当たり2,251本以上2,500本以下を植栽する施業
 - キ 2501本

1ha当たり2,501本以上2,750本以下を植栽する施業

ク 2751本

1ha当たり2,751本以上を植栽する施業

3 対象林齢

標準伐期齢以上の林分であること。

4 その他(採択要件等)

当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。

(9) ~ (10) [省略]

(別添 1) [省略]

(9) ~ (10) [省略]

(別添 1) [省略]